



諮詢第 77 号

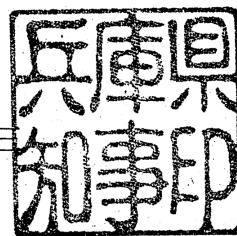
兵庫県環境審議会

風力発電設備に係る騒音規制のあり方について（諮詢）

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）における風力発電設備に係る騒音の規制基準について、そのあり方を検討する必要があるため、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 34 条第 5 項において準用する第 33 条第 4 項の規定により諮詢します。

平成 30 年 11 月 14 日

兵庫県知事 井戸 敏三



[諮詢理由]

兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例第 34 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準を定め、風力発電設備に係る騒音規制を実施している。

風力発電設備は、地球温暖化防止対策に資する重要な再生可能エネルギー発電設備である一方、近年、大型化が進んでおり、騒音による生活環境への影響が懸念されている。

これらを踏まえ、今後の当該規制のあり方について、意見を求めるものである。